

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、鳥取市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成22年12月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 都市計画の種類及び名称

鳥取都市計画地区計画 江津地区地区計画

鳥取都市計画地区計画 若葉台北地区地区計画

鳥取都市計画駐車場 片原駐車場

鳥取都市計画用途地域

2 縦覧場所

鳥取県生活環境部景観まちづくり課 鳥取市東町一丁目220